

令和 7 年度 佐世保市博物館島瀬美術センター 博物館実習実施概要

佐世保市博物館島瀬美術センターでは、博物館学芸員の資格取得を目指す方々に対して、博物館法施行規則に定める博物館実習を実施しています。学芸員の業務や美術館運営などについて講義と実習を行います。

1. 内容

佐世保市博物館島瀬美術センターの展示、教育活動、普及活動、資料保存、資料の取扱い、運営に関すること。

2. 日程(全 9 日間)

2025 (令和 7) 年 9 月 5 日 (金) ～9 月 14 日 (日) 実質 9 日間

各日 10 : 00～17 : 00 (昼休憩 1 時間程度、各日 18 : 00 までは展覧会鑑賞や自習活動が可能)

3. 受講料

2,000 円 (消費税及び地方消費税込)

※実習開始日に現金をご持参ください。

4. 定員

原則 10 名 (応募者多数の場合は下記の者を優先して決定)

- 1) 長崎県出身者
- 2) 今年度卒業、修了見込みの者
- 3) 専攻は問わないが、当館の専門性に近い分野を専攻する者

5. 応募資格

四年制大学、大学院に在籍し、博物館法施行規則第 1 条に定められた博物館に関する科目の単位を履修済み、又は履修中の者で、美術館、博物館及び学芸員職に関心のある人

6. 総則

- 1) 名札 (兼) 受講証

実習中は、佐世保市博物館島瀬美術センターが発行する名札 (兼) 受講証を必ず携行してください。

※受講証は他の人には譲渡できません。

※受講証を紛失した場合は、早急に届け出てください。

- 2) 欠席について

やむを得ず欠席する場合は、直接、又は電話もしくはメールで事前に連絡してください。

3) 実習の変更の連絡について

日程や内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡します。

※天災による臨時休館や佐世保市博物館島瀬美術センターにかかわる緊急連絡事項は、当館のウェブサイト「新着情報」でもご確認いただけます。佐世保市博物館島瀬美術センターが正当な情報配信をしているにもかかわらず、実習生が損害を被った場合は、当館は一切責任を負いません。

4) 実習生本人の都合による受講のキャンセル

実習開始日の前日（休館日を除く）までに、電話またはメールでご連絡ください。

※メールの場合は、折返し電話でご本人確認をさせていただきます。メールの送信のみでは受講中止は確定しませんので、ご注意ください。

5) 受講をお断りする行為

実習生が以下の行為に及んだ場合は、名札（兼）受講証を即時、返却していただき、以後の受講をお断りします。この場合、受講料の返金はいたしません。

- ① 名札（兼）受講証を不正に使用した場合
- ② 佐世保市博物館島瀬美術センター職員の指示に従わない場合
- ③ 周りの人に迷惑行為をした場合
- ④ 作品や美術館の建造物、什器備品を故意に破損した場合
- ⑤ その他、佐世保市博物館島瀬美術センターに重大な損害を与えた場合

6) 実習生の賠償責任

「総則 5)」の結果、佐世保市博物館島瀬美術センターに損害が発生した場合は、実習生本人に賠償責任を負っていただきます。

7) その他

- ① 紛失や盗難の責を負いかねますので、身の回りの品（とくに貴重品）は実習生本人の責任で管理してください。
- ② 許可なく講義や実習の録音、写真および動画の撮影はしないでください。
- ③ 館内および敷地内は全て禁煙です。
- ④ 地震や火災などの緊急時は、必ずスタッフの指示に従って行動してください。

8) 免責事項

上に記載した以外にも、下記については佐世保市博物館島瀬美術センターの免責事項となります。

- ① 実習内容や実習時間の一部変更
- ② 講師の変更
- ③ 実習生本人の都合および天災や交通機関の停止等により受講ができなくなった場合の受講料の返金

※ただし、日程の大幅な変更など、運営側の都合により受講できなくなった場合は、返金の対象となります。

9) 個人情報の保護

実習生の個人情報は、公益財団法人佐世保地域文化事業財団に基づき厳重に管理し、本実習にかかわる連絡以外には使用いたしません。

10) 守秘義務

実習中に知り得た情報（施設管理、収蔵作品、収蔵資料、関係者・来館者・利用者に関する個人情報、職員に関する情報など）を、佐世保市博物館島瀬美術センターの許可なく公表しないよう留意してください。また、実習終了後も同様にご注意ください。この義務は、ウェブサイトを紹介した blog や各種の SNS (X、Facebook、Instagram、LINE など) についても同様に適用されます。

11) 備考

天災地変や感染症流行の状況により、実習が延期または中止となる場合があります。実習中の事故等については、本人および所属大学がその責を負うこととします（各所属大学の責任のもと、受講者は事前に万一の事故に対応した対物、対人等の保険に加入しておくこと）。

7. 申込方法

1) 大学学長名で公益財団法人佐世保地域文化事業財団理事長宛て「博物館実習申込書」(様式 1) を提出。

※佐世保市博物館島瀬美術センター館長宛てではございませんのでご注意ください。

2) 返信用封筒（角 2 号以上、宛先（所属大学の実習担当部署）を記入の上、切手を貼付）

3) 書類提出期間 2025（令和 7）年 8 月 10 日（日）必着

8. 選考結果のお知らせ

申込書類にもとづく選考の上、受講の可否はメールで連絡します（8 月中旬予定）。

9. 受入れ承諾までの手続

7 の 1) の書類の確認後、公印入りの文書「承諾書」を所属の大学、大学院宛てに郵送します（8 月下旬に送付予定）。

10. 実習終了後

実習終了後に評価表など提出が必要な場合は、返信用封筒とともに、各大学書式による評価表を佐世保市博物館島瀬美術センター博物館実習担当者までお預けください。実習終了後 1 か月程度で、各大学担当部署宛に郵送します。

◆書類の送付先および問い合わせ先◆

〒857-0806 佐世保市島瀬町 6 番 22 号

佐世保市博物館島瀬美術センター 博物館実習受付係

TEL：0956-22-7213

(様式 1)

令和 年 月 日

佐世保市博物館島瀬美術センター 博物館実習申込書

ふりがな				写真貼付
氏名				
所属先	大学 大学大学院	学部	学科 課程 専攻 専攻 年	
研究テーマ 専攻分野、 卒業研究など のテーマを 記載				
申込者 連絡先	メールアドレス	@		
	現住所	〒 TEL () —		
	実習中住所	〒 TEL () —		
大学連絡先 必ず所属大学 に確認して から記入	博物館実習 実務担当	部署・部局名		
		部署・部局住所	〒 TEL ()	
	博物館実習 指導教員	教員名	TEL ()	

<問い合わせ先> 佐世保市博物館島瀬美術センター

〒857-0806 佐世保市島瀬町 6 番 22 号

電話 (0956) 22-7213 メールアドレス shimabi@arkas.or.jp